

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年10月23日（令和5年（行情）諮問第942号）

答申日：令和6年12月4日（令和6年度（行情）答申第679号）

事件名：特定保険医療材料の告示価格の訂正に関する文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年4月14日付け厚生労働省発保0414第7号により厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、文書特定に誤りがある。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである（なお、資料の記載は省略する。）。

(1) 審査請求書

ア 事実認定の前提

本件審査請求に当たり、前提となる事実を確認すると、以下のとおりである。

(ア) 2022年12月28日付け令和4年度（行情）答申第449号

原処分に係る2022年12月28日付け総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の令和4年度（行情）答申第449号「特定保険医療材料の告示価格の訂正に関する文書の開示決定に関する件（文書の特定）」。以下「前回答申」という。）の第3の3（2）、及び第5の2には、以下の記載がなされている。

(引用開始)

第3の3（2）

本件審査請求を受けて、諮問庁として、改めて、本件審査請求に該

当する文書について探索したところ、本件訂正を受けて、処分庁において、「随時改定（旧）. X L S X」を「随時改定（新）. X L S X」に見直し、改正後の貴金属価格について、令和2年2月7日付け保発0207第3号（略）の別紙8（略）に拠って算出している。

したがって、上記「随時改定（旧）. X L S X」及び「随時改定（新）. X L S X」について、本件請求文書に該当する文書（略）として追加して特定し、その全部を開示することが妥当である。

第5の2

（1）（略）

ア 「歯科用貴金属価格の随時改定に関する事務処理要領（中医協への提出資料を作成するため、金属の素材価格の平均値を集計するために用いられている表計算ソフトのファイル等の電磁的記録を含む）」及び「同事務処理要領の改定内容がわかる資料」（略）

（2）そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、上記（1）アないしキの文書の保有の有無等について確認を求めさせたところ、おおむね以下の通り説明する。

ア 上記（1）アの文書について

新・旧を問わず、作業としては、「随時改定」で示したフォーマットにデータを入力して出力された結果を基に、中医協資料に反映するのみである。したがって、そもそも、個別に事務処理要領を作成する必要もないし、作成していない。（略）

（引用終わり）

イ 原処分に対する審査請求人の認否・反論

原処分の決定通知書の1に記載された（2）「随時改定（旧）. X L S X」及び（3）「随時改定（新）. X L S X」以外にも、本件請求文書に該当するエクセルファイルが存在すると考える。その理由は、下記のとおりである。

（ア）上記ア（ア）の引用部分の第5の2（2）アに記載したとおり、処分庁は、歯科用貴金属価格の随時改定に関する作業について、「随時改定」で示したフォーマットにデータを入力して出力された結果を基に、中医協資料に反映するのみである。」と説明している。

上記ア（ア）の引用部分の第3の3（2）に記載したとおり、処分庁は、「随時改定（旧）. X L S X」を「随時改定（新）. X L S X」へと見直しているのであるから、「随時改定」で示したフォーマットにデータを入力して出力」するために使用しているエク

セルフファイル（以下「出力計算用エクセルファイル」という。）についても、同様の見直しがされていると考えるのが経験則上自然である。

本件請求文書は、歯科用貴金属価格の「改定漏れの再発防止策及び告示価格の計算方法の見直しに関する資料」であるから、当該エクセルファイルは本件請求文書に該当する。

（２）意見書

理由説明書（下記第３の３）「（２）原処分の妥当性について」に対して、以下のとおり反論する。

ア 事実認定の前提

（ア）エクセルファイル「随時改定． X L S X」について

諮問庁は、本件対象文書であるエクセルファイル「随時改定． X L S X」に関して、以下の説明を行っている。

- a 2022年12月28日付け令和4年度（行情）答申第449号「特定保険医療材料の告示価格の訂正に関する文書の開示決定に関する件（文書の特定）」

（引用開始）

第5の2（1）

ア 「歯科用貴金属価格の随時改定に関する事務処理要領（中医協への提出資料を作成するため、金属の素材価格の平均値を集計するために用いられている表計算ソフトのファイル等の電磁的記録を含む）」及び「同事務処理要領の改定内容が分かる資料」

第5の2（2）

ア 上記（1）アの文書について

新・旧を問わず、作業としては、「随時改定」で示したフォーマットにデータを入力して出力された結果を基に、中医協資料に反映するのみである。したがって、そもそも、個別に事務処理要領を作成する必要もないし、作成していない。

（引用終わり）

- b 2023年3月23日付け令和4年度（行情）答申第657号「中央社会保険医療協議会の特定の資料に関する意思決定の経緯が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件」

（引用開始）

第3の3（2）エ

審査請求人は中医協資料のグラフについて作成過程における「随時改定． X L S X」等の表計算ソフトのファイル等の存在を推察として述べているが、「随時改定． X L S X」について

は歯科用貴金属機能区分の基準材料価格改定の計算方法をフォーマットとして示すものであり、中医協資料の検討に関する文書として改めて作成するものではない。文書の存在理由にならない。

第5の2（1）ク

「随時改定．X L S X」について確認したところ、当該エクセルファイルに関数等が埋め込まれているというようなこともなく、「随時改定．X L S X」については、歯科用貴金属機能区分の基準材料価格改定の計算方法をフォーマットとして示すものという諮問序の説明に矛盾はない。ただし、「随時改定．X L S X」とは別に、これに入力した数値を表にしたものは存在する。

第5の2（4）

(略) iii) 「随時改定．X L S X」ファイルに入力したデータを表にしたものの提示を求めさせ、当審査会においてその内容を確認したところ、(略) iii) は、「随時改定．X L S X」ファイルそれ自体ではないものの、令和4年1月3日から3月31日までの間の日々（土・日を除く。）の金、銀及びパラジウムの単価（安値、高値及び平均）を時系列に整理したものであるから、本件対象文書に該当すると認められる。（以下略）

(引用終わり)

- c 2023年7月6日付け令和5年度（行情）答申第178号
「中央社会保険医療協議会の特定の資料に関する検討内容が分かる文書の一部開示決定に関する件」

(引用開始)

第5の2（1）ア

審査請求人は、「随時改定．X L S X」について、下記（ア）ないし（ウ）といった事実があることを指摘し、本件請求文書に該当する旨の主張をしている。

しかしながら、理由説明書でも説明したように、「随時改定．X L S X」は、当該エクセルファイルに関数等が埋め込まれているというようなこともなく、歯科用貴金属機能区分の基準材料価格改定の計算方法をフォーマットとして示すものである。

したがって、個々の計算に当たっては「随時改定．X L S X」を使用しておらず、定まっている計算式に基づいて値を算出するだけであるから、「随時改定．X L S X」を都度作成する必要もなく、説明に矛盾はない。なお、「随時改定．X L S X」とは別に、計算に当たって入力した数値を表にしたものは存在する。

- (ア) 令和3年(行情)諮問第390号(令和4年度(行情)答申第449号)では、本件と同じように、当初は「フォーマットとして示すものであるため対象文書ではない」としていた「随時改定．XLSX」を、諮問に当たって対象文書とすることに、諮問庁自らの判断で変更している。
- (イ) 中医協の資料に記載されているグラフには、従来明らかにされていない値が使用されており、これは、「随時改定．XLSX」を用いて計算した結果であると思われる。
- (ウ) 中医協資料7頁に掲載されている歯科鑄造用金銀パラジウム合金の平均素材価格のグラフは、2021年3月21日中医協資料「個別事項(その1) 歯科用貴金属材料の基準材料価格改定について」における資料「最近の歯科用貴金属材料の基準材料価格改定の状況について」に掲載されたグラフを基に、縦軸(1g当たりの素材価格(円))及び横軸(年月)を拡大、延長して作成されていることから、「随時改定．XLSX」は、中医協資料の検討に関する文書として、必要に応じて都度作成されている事実が推定される。

第5の2(2)

諮問庁は、上記(1)のとおり、原処分で特定した本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は存在しない旨説明するが、同アでは、「随時改定．XLSX」は計算方法を示すフォーマットであるから本件請求文書に該当しないものの、「計算に当たって入力した数値を表にしたもの」は存在する旨説明する。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対して、「計算に当たって入力した数値を表にしたもの」の提示を求めさせ、当審査会においてその内容を確認したところ、当該文書は、「随時改定．XLSX」ファイルそれ自体ではないものの、令和元年7月1日から令和3年12月15日までの日々(土・日を除く。)の金、銀及びパラジウムの単価(安値、高値及び平均)を時系列的に整理したものであり、これに基づき中医協総会の資料が作成されたものであるから、本件請求文書に該当すると認められる。

(イ) 「行政文書1件」の範囲について

諮問庁は、「行政文書1件」の範囲について、「情報公開事務処理の手引 令和4年4月厚生労働省大臣官房総務課 公文書監理・情報公開室」44頁)において、以下の説明を行っている。

(注) 開示請求件数の数え方等

1 「行政文書1件」の範囲

一つの表題の下に取りまとめられた一定の意図又は意味を表

す文書、図画又はデータが「一の行政文書」なので、本文に別添文書、参考文書、資料、写真、図画等が添付されている場合は、それら全てを含めて「行政文書1件」の範囲に入る。

イ 諮問庁が理由説明書で主張する事実に対する、審査請求人の認否・反論

(ア) 理由説明書（下記第3の3（2）ア）について

a 「審査請求人は、令和4年度の前回答申を引用し、「「随時改定」で示したフォーマットにデータを入力して出力」するために使用しているエクセルファイルについても様式の見直しが行われていることが自然であり、当該エクセルファイルが本件請求文書に該当すると述べている。」との事実は、認める。

b 「ここで審査請求人が指摘する上記エクセルファイルは、「「随時改定．X L S X」に入力した数値を表にしたもの」を指しているものと推定される」との諮問庁の説明は、認められない。審査請求人は、「「随時改定．X L S Xに入力した数値を表にしたもの」（以下「時系列数値表」という。）についても本件請求文書に該当するが、当該表の他にも本件請求文書に該当する文書が存在すると考える。その理由は、以下のとおりである。

(a) 上記ア（ア）aに記載したとおり、上記aに記載した「「随時改定」で示したフォーマットにデータを入力して出力するために使用しているエクセルファイル（出力計算用エクセルファイル）とは、歯科用貴金属価格の随時改定に係る作業において、歯科用貴金属の素材価格の平均値を集計し、中医協資料に反映するため（すなわち、中医協総会への提出資料を作成するため）に、諮問庁が作成し、保有している行政文書である。

(b) 上記ア（ア）bに記載したとおり、時系列数値表とは、特定年月日Aから特定年月日Bまでの間の日々（土・日を除く。）の金、銀及びパラジウムの単価（安値、高値及び平均）を時系列に整理したものである。そして、上記ア（ア）cに記載したとおり、当該表に基づいて中医協総会の資料が作成されている。

(c) 理由説明書（下記第3の3（1））に記載されているとおり、諮問庁は、原処分において、2021年1月27日付けで歯科用貴金属に係る告示の改正を訂正した経緯及び再発防止策等について、同日開催された中医協総会に提出した資料を本件対象文書（「告示価格の計算方法の見直しに関する資料」）として開示している。

上記ア（イ）に記載した「「行政文書1件」の範囲」に基づ

けば、中医協総会への提出資料を作成するという意図をもって諮問庁が作成し、保有している行政文書に該当する出力計算用エクセルファイル及び時系列数値表は、いずれも本件請求文書に該当する。

(d) 審査請求人は、以下の行政文書（エクセルファイル等の電磁的記録を含む。）についても、中医協総会への提出資料を作成するという意図をもって諮問庁が作成し、保有している行政文書として、本件請求文書に該当すると考える。

I) 2021年1月27日開催の中医協資料1頁「歯科用貴金属価格の随時改定Iについて（令和3年4月）」の電磁的記録（エクセルファイルもしくはパワーポイントファイル）

II) 2021年1月27日開催の中医協資料2頁「歯科用貴金属価格の随時改定Iについて」の電磁的記録（関数等が埋め込まれたエクセルファイル）

III) 2021年1月27日開催の中医協資料3頁「歯科用貴金属素材価格の変動推移」の電磁的記録（グラフが埋め込まれたエクセルファイル）

c 「当該エクセルファイルは、様式の見直しの有無にかかわらず、単に数値を表にしたものであるから、審査請求人が特定すべきとする本件請求文書には該当しない。」との説明は、認められない。その理由は、上記bの（b）及び（c）に記載したとおりである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年1月22日付け（同日受付）で、開示請求者として、法3条の規定に基づき、厚生労働大臣（処分庁）に対し、別紙の1に掲げる本件請求文書の開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が令和3年3月22日付け厚生労働省発保0322第43号により開示決定（以下「前回処分」という。）を行ったところ、審査請求人は、文書特定に不服があるとして、同年6月21日付け（同月23日受付）で審査請求（以下「前回審査請求」という。）を提起した。

(3) 前回審査請求に対し、諮問庁は、令和3年9月21日付けで、審査会に対し、前回処分の際に特定した文書（本件対象文書1と同じ文書）に加え、対象文書を追加して特定し（本件対象文書2と同じ文書）、その全部を開示することが妥当である旨の意見を付して諮問したところ、審査会は、令和4年12月28日付け令和4年度（行情）答申第449号（前回答申）により、諮問庁が追加すべきとする対象文書を特定し（本件対象文書3と同じ文書）、更に該当するものがあれば追加して特定し

て、改めて開示決定等をすべきである旨を答申した。

- (4) 諮問庁は、令和4年12月の前回答申に基づき、令和5年2月27日付け厚生労働省発保0227第9号により前回処分を取り消す旨の裁決を行い、これを受けて、処分庁は、同年4月14日付け厚生労働省発保0414第7号により、別紙の2に掲げる本件対象文書を特定し、その全部を開示する旨の決定（原処分）を行ったところ、審査請求人が文書特定に不服があるとして、同年7月20日付け（同月24日受付）で、本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 原処分について

本件審査請求に係る原処分は、前回答申を踏まえ、前回処分で特定した文書（本件対象文書1と同じ文書）に加え、前回答申において特定すべきとされた文書（本件対象文書2及び本件対象文書3と同じ文書）について、本件対象文書として特定し、開示決定したものである。処分庁は、該当する文書の保有について改めて調査したが、別紙の2に掲げる本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書の保有は認められなかった。

(2) 原処分の妥当性について

ア 審査請求人の主張について

審査請求人は、前回答申を引用し、「「随時改定」で示したフォーマットにデータを入力して出力」するために使用しているエクセルファイルについても様式の見直しが行われていることが自然であり、当該エクセルファイルが本件請求文書に該当すると述べている。

ここで審査請求人が指摘する上記エクセルファイルは「「随時改定.XLSX」に入力した数値を表にしたもの（時系列数値表）」を指しているものと推察されるが、当該エクセルファイルは、様式の見直しの有無にかかわらず、単に数値を表にしたものであるから、審査請求人が特定すべきとする本件請求文書には該当しない。

イ 文書の特定について

諮問庁において、改めて、本件請求文書に該当する行政文書の保有について、関係部局の書庫等を含め探索したが、原処分において特定した行政文書のほかに該当する行政文書は確認されなかった。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 令和5年10月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月6日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 令和6年11月8日 | 審議 |
| ⑤ | 同月28日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他にも対象とすべき文書が存在する旨主張しているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人が本件請求文書の開示を求めたことに関する前回処分から本件の原処分に至る経緯等は、諮問庁の理由説明書（上記第3）のとおりであり、処分庁が原処分で特定した本件対象文書には、前回答申において当審査会が追加特定すべきと答申した別紙の2（3）に掲げる本件対象文書3が含まれている。

しかしながら、審査請求人は、原処分で処分庁が特定した本件対象文書以外にも、更に本件請求文書に該当する文書が存在する旨の主張をしている。

- (2) 今回、審査請求人が具体的に、本件請求文書に該当する旨主張する文書は、下記のIないしVの文書である。

I 2021年1月27日開催の中医協資料1頁「歯科用貴金属価格の随時改定Iについて（令和3年4月）」の電磁的記録（エクセルファイルもしくはパワーポイントファイル）

II 2021年1月27日開催の中医協資料2頁「歯科用貴金属価格の随時改定Iについて」の電磁的記録（関数等が埋め込まれたエクセルファイル）

III 2021年1月27日開催の中医協資料3頁「歯科用貴金属素材価格の変動推移」の電磁的記録（グラフが埋め込まれたエクセルファイル）

IV 時系列数値表（上記IIIの文書の元データ）

V 出力計算用エクセルファイル

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対して、上記IないしIIIの文書の提示を求めさせ、当審査会においてその内容を確認したところ、IないしIIIの文書は、原処分で本件対象文書として特定した「「歯科用

貴金属価格の随時改定 I について（令和 3 年 4 月）」（令和 3 年 1 月 27 日 中医協 総－3）」（以下「令和 3 年 1 月 27 日中医協資料」という。）の 1 頁ないし 3 頁の電磁的記録であることが確認できる。

ところで、開示請求書には対象文書の媒体、開示方法等は限定されておらず、原処分決定通知書を確認すると、令和 3 年 1 月 27 日中医協資料は既に原処分決定で特定されて全部開示すると判断されている。このため、紙か電磁的記録かの媒体のいかんにかかわらず、令和 3 年 1 月 27 日中医協資料は、既に原処分決定で全部開示すると判断されていると認められ、改めて I ないし III の文書を追加特定する必要は認められず、開示実施方法等申出書を追加して提出すれば足りるものと理解される（なお、念のため、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁も、審査請求人から追加の開示実施方法等申出書が提出されれば対応する、との説明であった。）。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対して、上記 IV の文書の提示を求めさせ、当審査会においてその内容を確認したところ、IV の文書は、上記 III の文書（グラフ）の元データであることが認められる。

しかしながら、本件開示請求は、別紙の 1 に掲げるとおり「・・・告示価格が訂正された・・・等について、改定漏れの再発防止策及び告示価格の計算方法の見直しに関する資料」の開示を求めるものであるところ、IV の文書には、改定漏れの再発防止策及び告示価格の計算方法の見直しに関する記述は認められない。したがって、IV の文書は本件請求文書に該当するとは認められない。

なお、審査請求人は、令和 4 年度（行情）答申第 657 号及び令和 5 年度（行情）答申第 178 号の別件答申においても、本件の IV に相当する文書を特定すべきと判断されている旨主張するが、別件答申の開示請求と本件開示請求とは請求対象文書が異なることから、審査請求人の主張は当たらない。

ウ 上記 V の文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、当該文書の提示を求めさせたところ、当該文書については、「中医協で使用するグラフを作成するための一時的な作業用ファイルであり、グラフが完成した段階で不要となるので廃棄しており、保存していない」とのことである。

上記 V の文書について、「グラフを作成するための一時的な作業用ファイルであり、グラフが完成した段階で不要となるので保存していない」旨の諮問庁の説明は、特段不自然・不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求文書（前回答申に係る請求文書と同じ。）

令和3年1月8日付け保険局医療課事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」の一部訂正について」で告示価格が訂正された「歯科鑄造用14カラット金合金鉤用（JIS適合品）」等について、改定漏れの再発防止策及び告示価格の計算方法の見直しに関する資料（計算方法の可視化についての検討を含む）

2 本件対象文書

(1) 歯科用貴金属価格の随時改定Iについて（令和3年4月）」（令和3年1月27日 中医協 総-3）（本件対象文書1）

(2) 「随時改定（旧）. XLSX」及び「随時改定（新）. XLSX」（本件対象文書2）

(3) 本件訂正に係る告示の改廃及びその経緯に関する決裁文書（本件対象文書3）

ア 起案用紙

イ 概要

ウ 官報正誤（厚生労働省告示第304号）

エ 赤入れ原稿（厚生労働省告示第304号）

オ 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第304号）